

IV 国と県の関連法令等

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律
- 2 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例
- 3 動物愛護管理法第7条第4項の規定に基づく環境省令告示
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

資料 1

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（普及啓発）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（犬及びねこの繁殖制限）

第37条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。

2 都道府県等は、第35条第1項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第26条第1項の規定に違反して許可を受けずに特定動物を飼養し、又は保管した者

二 不正の手段によって第26条第1項の許可を受けた者

三 第28条第1項の規定に違反して第26条第2項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項を変更した者

静岡県動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)動物人が飼養又は保管(以下「飼養等」という。)をしている動物で、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものをいう。

(2)飼い主動物の所有者(所有者以外の者が飼養等をする場合は、その者を含む。)をいう。

(3)施設動物の飼養等をするための工作物をいう。

(4)特定動物動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第26条第1項に規定する特定動物をいう。

(県の責務)

第3条 県は、法及びこの条例の目的を達成するため、動物の愛護及び適正な飼養に関する知識の普及啓発その他必要な施策を実施するよう努めなければならない。

(市町村の長の協力)

第4条 知事は、法及びこの条例の目的を達成するため、市町村の長に対し、必要な協力を求めることができる。

(県民の責務)

第5条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県が法及びこの条例の規定に基づいて行う施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第6条 飼い主は、動物の習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養等に努めなければならない。

2 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖して適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、新たな所有者を見つけるよう努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第8条 飼い主は、その飼養等をする動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)適正に給餌し及び給水をすること。

(2)適正に飼養等ができる施設を設けること。

(3)汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にしておくこと。

(4)公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。

(5)異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけること。

(6)疾病の予防等健康管理を行うこと。

(7)逃走した場合は、捜索し、収容に努めること。

(ねこの飼養等)

第9条 ねこの飼い主は、前条各号に掲げる事項を遵守するとともに、他人に迷惑をかけることのないように飼養等をするよう努めなければならない。